

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の申請手続き等について

【市が指定する相談支援事業の種類と内容】

| 種類 | 内容 |
|------------------|---|
| 特定相談支援（障害者総合支援法） | 障害者（児）等からの相談に応じ必要な便宜を供与するほか、障害者（児）が障害福祉サービスを利用する前にサービス利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。 |
| 障害児相談支援（児童福祉法） | 障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。 |

1. 指定申請手続きについて

（1）指定申請のスケジュール

指定は毎月1回行います。

原則として、申請書類が受理された翌々月の1日付で指定を行います。

（2）指定申請について

事業者の指定は、事業所ごとに行います。同一法人が、複数の所在地の異なる事業所で相談支援事業を行う場合には、各事業所ごとに申請書類が必要です。特定相談支援と障害児相談支援を同時に申請する場合は、書類は1セットで構いません。

また、障害児相談支援のみの指定については、障害児に対する支援を一体的に判断することが望ましいことから、あわせて特定相談支援の指定を受けることを基本といたします。

（3）申請書類

指定申請に必要な書類は、関連情報「相談支援事業者（特定・障害児）の指定申請様式」からダウンロードできますので、ご利用ください。

申請の受付は、市障害福祉課の窓口で行っています。

なお、郵送による指定申請書類の受付は行っておりません。

（4）受理・審査 受付時に提出された申請書類等の記載事項や不備がなければ、基本的に提出を受けます。

ただし、不備があった場合は、再度提出をお願いすることになります。申請書を受理した後に、指定基準（人員、設備及び運営基準）を満たしているかどうか、具体的な審査を行います。審査の過程で不明な点等があった場合は、担当より事業者の方に確認等の問合せを行う場合があります。

（5）指定の決定 審査の結果、基準を満たすと判断された事業者は、指定事業者として決定します。

(6) 事業者台帳への登録

申請書類の情報を事業者台帳に登録します。申請者、事業者の名称及び所在地や事業所の従業者等の情報を管理すると共に、事業所番号の付番を行います。

(7) 指定の通知

指定にあたっては、法人あてに市長印を押印した「指定通知書」を発行します。

なお、審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。

指定基準が満たされずに申請が却下となった場合は、申請事業者に「却下通知書」を発行します。

(8) 公示

指定した事業者については、次の項目について公示します。

- ・指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・指定等に係る事業所の名称及び所在地
- ・指定等の年月日
- ・指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- ・事業の主たる対象者
- ・その他、市長が別に定める事項

(9) 情報提供

市が指定した事業者の情報については、下記のホームページ等に掲載し、情報の提供を行っています。

- ・「東京都障害者サービス情報」

(10) 事業所データの流れについて

特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業者については、区市町村が指定を行います。事業所データの受け渡しは、区市町村から東京都を通して国保連へ送付します。

2. 定款表記について

定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明書）に実施する事業についての記載が必要となります。

定款を変更するためには、所管官庁の認可等が必要となりますので、指定申請時までに変更の手続きを終了し、変更後の定款の提出をお願いしています。

下記の例を参考に表記してください。

・特定相談支援事業・・・例) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」

※社会福祉法人の場合・・・(例) 「特定相談支援事業の経営」

※医療法人の場合・・・(例) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業（事業所名・住所）」

・障害児相談支援事業・・・(例)「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

※社会福祉法人の場合・・・(例)「障害児相談支援事業の経営」

※医療法人の場合・・・(例)「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業(事業所名・住所)」

ただし、定款変更認可申請後、定款変更に係る処理期間の都合等により、定款の記載が間に合わない場合、担当までご相談ください。

3. 指定基準について

(1) 人員基準

①管理者

事業所ごとに、専従の管理者を配置してください。ただし、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

②従業者

事業所ごとに、専従の相談支援専門員を1名以上配置してください。ただし、事業に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

※「専従」：原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいいます。

(2) 設備基準 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとされており、具体的には以下の点について留意すること。

①事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。間仕切りする等、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

なお、区分が特定されていなくても支障がないときは、相談支援を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

②受付等のスペースの確保

利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

③設備及び備品等

相談支援に必要な設備・備品を確保する必要があるが、他事業所・施設と同一敷地内にある場合であって運営に支障が無い場合は、当該他事業所・施設の設備・備品を使用することができるものとする。また、設備・備品は事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

(3) 相談支援専門員について

①基本的要件

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、「相談支援従事者研修の受講」と「実務経験」が要件となります。

②相談支援従事者研修の受講

実務経験を有するものは、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修：5日程度）を受講し、相談支援専門員になることができます。

また、過去に国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講したことがある場合は、相談支援従事者研修（1日課程）を受講することで、相談支援専門員になることができます。

なお、現任研修を5年に1回以上受講する必要があります。

③実務経験 従事した業務に応じて、3年、5年、10年以上の要件があります。

《相談支援専門員の要件となる実務経験》

「厚生労働大臣が定める実務経験」のうち

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
- ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
- ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者

※ 3年の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上あり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上であること

「厚生労働大臣が定める実務経験」

- 第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務（身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間
- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
 - ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者
- 第2 イからニに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
 - ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
 - ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者
 - ニ 保険医療機関の従業者（社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる

従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者)

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等(※)が、介護等の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間

イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害者福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者

ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター
その他これに準ずる施設の従業者

第6 盲学校、聾学校及び養護学校その他これに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練師、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

④相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて

(H23.10.26 厚労省事務連絡より抜粋)

(民間団体の相談支援業務従事者の活用)

公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従事者について、次の要件をいづれも満たす場合に、「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第549号)」の一のイ(2)(一)に規定する「その他これらに準ずる事業の従事者」として相談支援専門員の要件としての実務経験を満たすこととする。

- 当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
- 当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。

※業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書等により客観的に相談支援業務に従事していることが分かる場合も可とする。

【補足】実務経験等の具体的な確認方法

(相談支援専門員の実務経験に関するQ&Aより抜粋)

- 現に勤務する施設等の長が業務内容や勤務日数を証明し、当該証明書を事業者指定の際に添付する相談支援専門員等の経歴書に添付することにより確認を行うことを想定している。過去に、その他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することになる。また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。
- 小規模作業所の職員としての勤務歴は、公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。

4. 報酬体系

(1) 指定特定相談支援（計画相談支援）

- サービス利用支援 1, 600 単位/月
- 継続サービス利用支援 1, 300 単位/月
- 利用者負担上限額管理加算 150 単位/月

ただし、介護保険のケアプラン作成者と同一の者がサービス等利用計画を作成する場合、利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、以下のとおり報酬上調整されます。

サービス利用支援

- 居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定900 単位/月
- 居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定600 単位/月
- 介護予防支援費が併算定 1, 488 単位/月

継続サービス利用支援

- 居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定600 単位/月
- 居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定300 単位/月

介護予防支援費が併算定 1, 188 単位/月

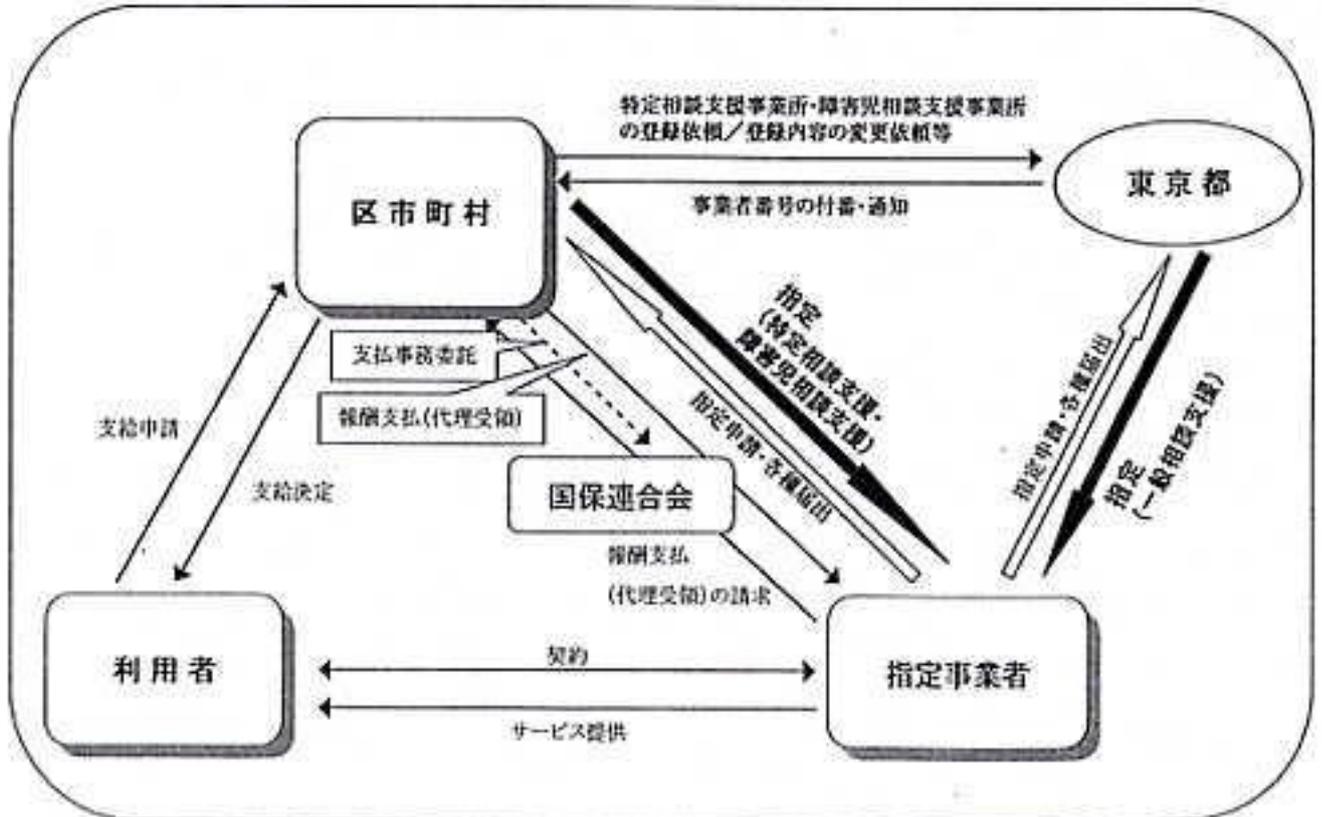
(2) 指定障害児相談支援

障害児支援利用援助 1, 600 単位/月

継続障害児支援利用援助 1, 300 単位/月

利用者負担上限額管理加算 150 単位/月

【相談支援に係る事務処理の流れ】



(注意) このご案内は、現時点において国・都等から示されている情報を基に作成しております。今後、国・都等の情報により内容を変更する場合がありますので、ご承知おき願います。